

事 務 連 絡  
平成 2 4 年 7 月 2 5 日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労災管理課長補佐（企画担当）

労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について

本日付けで下記の厚生労働省告示が別紙 1 のとおり定められたので、参考のために送付する（各告示の適用日は本年 8 月 1 日）。

また、本件については、問い合わせが局署に寄せられることが予想されるが、それらの問い合わせに回答するに当たっては、別紙 2 を参考とされたい。

なお、本年 8 月 1 日に労災保険業務課から労災行政情報管理システムを通じて、「年金額等変更リスト」を配信することとしている。

記

- 1 厚生労働省告示第 4 4 2 号「労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件」（自動変更対象額の変更）
- 2 厚生労働省告示第 4 4 3 号「労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件」（年齢階層別最低・最高限度額の改定）
- 3 厚生労働省告示第 4 4 4 号「労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件」（年金スライド率の改定）
- 4 厚生労働省告示第 4 4 5 号「労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件」（遺族（補償）一時金等の換算率の改定）

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (政 令)

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(二〇〇)

○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(二〇一)

○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二〇二)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(二〇三)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(二〇四)

### (府 令)

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づき表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府五二)

### (省 令)

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づき乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同五二)

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学三二)

○船員保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇六)

### (告 示)

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件

(文部科学一三三、一四四)

○労働者災害補償保険法施行規則第九條第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件

(厚生労働四四二)

○労働者災害補償保険法第八條の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件(同四四三)

○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件(同四四四)

○労働者災害補償保険法第十六條の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件(同四四五)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七條の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件(同四四六)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七條の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件(同四四七)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七條の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件(同四四八)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七條の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件(同四四九)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七條の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件(同四五〇)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七條の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件(同四五一)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七條の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件(同四五二)

### (公 告)

○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件(農林水産一八三二)

### 諸事項

#### 裁判所

破産、免責関係  
特殊法人等

平成二十三年度決算地方公務員災害補償基金、特定計器器具式承認、首都高道路株式会社都市計画事業、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・懲戒の処分・懲戒処分取消訴訟の判決確定関係

地方公共団体  
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係  
会社その他  
会社決算公告

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

## ○厚生労働省告示第四百四十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十四年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百五十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金、及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭料給付に係る自動変更対象額については、なお従前の例による。適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であつて、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなつた労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなつた労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であつて、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額についても、同様とする。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百四十三号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十四年八月から平成二十五年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、五〇六円	一一、九四四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一一円	一二、九四四円

二十五歳以上三十歳未満	五、六三三円	一三、六四四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一六円	一六、一四一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三三円	一八、五四八円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四六円	二一、九二六円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六六円	二四、四七二円
五十歳以上五十五歳未満	六、四八四円	二五、〇二三円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一五円	二三、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八六円	一九、八三〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三八六円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九四四円

○厚生労働省告示第四四四十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四に  
おいて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十四年八月一日から平成二十五年七月までの月分の  
同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの  
給付に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害  
一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり  
定める。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣 小島山茂子

労働者災害補償保険法第 8 条第 1 項の規定事由発生日の 属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単 位％）
昭和 22 年 9 月 1 日から昭和 23 年 3 月 31 日まで	20.137
昭和 23 年 4 月 1 日から昭和 24 年 3 月 31 日まで	7.323
昭和 24 年 4 月 1 日から昭和 25 年 3 月 31 日まで	4.060
昭和 25 年 4 月 1 日から昭和 26 年 3 月 31 日まで	3.504
昭和 26 年 4 月 1 日から昭和 27 年 3 月 31 日まで	2.865
昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 28 年 3 月 31 日まで	2.472
昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 29 年 3 月 31 日まで	2.177
昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 30 年 3 月 31 日まで	2.054
昭和 30 年 4 月 1 日から昭和 31 年 3 月 31 日まで	1.965
昭和 31 年 4 月 1 日から昭和 32 年 3 月 31 日まで	1.854
昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 33 年 3 月 31 日まで	1.789

昭和 33 年 4 月 1 日から昭和 34 年 3 月 31 日まで	1.763
昭和 34 年 4 月 1 日から昭和 35 年 3 月 31 日まで	1.656
昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 36 年 3 月 31 日まで	1.558
昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 37 年 3 月 31 日まで	1.394
昭和 37 年 4 月 1 日から昭和 38 年 3 月 31 日まで	1.254
昭和 38 年 4 月 1 日から昭和 39 年 3 月 31 日まで	1.130
昭和 39 年 4 月 1 日から昭和 40 年 3 月 31 日まで	1.020
昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 41 年 3 月 31 日まで	934
昭和 41 年 4 月 1 日から昭和 42 年 3 月 31 日まで	847
昭和 42 年 4 月 1 日から昭和 43 年 3 月 31 日まで	763
昭和 43 年 4 月 1 日から昭和 44 年 3 月 31 日まで	675
昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 45 年 3 月 31 日まで	591
昭和 45 年 4 月 1 日から昭和 46 年 3 月 31 日まで	508
昭和 46 年 4 月 1 日から昭和 47 年 3 月 31 日まで	445
昭和 47 年 4 月 1 日から昭和 48 年 3 月 31 日まで	385
昭和 48 年 4 月 1 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで	324
昭和 49 年 4 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日まで	261
昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 51 年 3 月 31 日まで	222
昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日まで	200
昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 53 年 3 月 31 日まで	182
昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 54 年 3 月 31 日まで	173
昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日まで	163
昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 3 月 31 日まで	154
昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日まで	147
昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日まで	140
昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日まで	136
昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日まで	132
昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日まで	128

昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	125
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	122
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	118
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	114
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	111
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	107
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	105
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	103
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	101
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	100
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	98
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	97
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	98
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	97
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	97
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	98
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	98
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	98
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	99
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	98
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	99
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	98
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	99
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100

○厚生労働省令第四百四十五号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二條の四第  
三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第一  
十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含  
む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、

平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六  
条の六第一項第二号（同法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金若  
しくは遺族一時金又は障害補償年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給  
された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金若しくは遺族年金前払一時金  
又は障害補償年金若しくは障害補償年金前払一時金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金の  
額に基き、厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣 小宮山佳子

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は 支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由 が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族 補償年金前払一時金等の額に基き、 率（単位％）
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	222
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	199
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	182
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	172
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	162
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	154
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	146
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	140
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	136
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	132
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	127
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	124
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	121
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	117
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	114
平成2年4月1日から同年7月31日まで	111
平成2年8月1日から平成3年7月31日まで	114
平成3年8月1日から平成4年7月31日まで	111
平成4年8月1日から平成5年7月31日まで	106
平成5年8月1日から平成6年7月31日まで	104
平成6年8月1日から平成7年7月31日まで	103

平成7年8月1日から平成8年7月31日まで	101
平成8年8月1日から平成9年7月31日まで	99
平成9年8月1日から平成10年7月31日まで	98
平成10年8月1日から平成11年7月31日まで	97
平成11年8月1日から平成12年7月31日まで	97
平成12年8月1日から平成13年7月31日まで	97
平成13年8月1日から平成14年7月31日まで	96
平成14年8月1日から平成15年7月31日まで	97
平成15年8月1日から平成16年7月31日まで	98
平成16年8月1日から平成17年7月31日まで	98
平成17年8月1日から平成18年7月31日まで	98
平成18年8月1日から平成19年7月31日まで	98
平成19年8月1日から平成20年7月31日まで	98
平成20年8月1日から平成21年7月31日まで	98
平成21年8月1日から平成22年7月31日まで	98
平成22年8月1日から平成23年7月31日まで	100
平成23年8月1日から平成24年7月31日まで	99

備考

- この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。
- 平成2年7月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成2年法律第40号）第1条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第3条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。」とする。

- 平成2年8月1日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成23年4月1日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の7月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の8月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。
- 算定事由発生日が平成23年4月1日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗すべき率を100%とする。

(年金スライド)

- 問1 年金スライド制の趣旨如何。
- 問2 年金スライド率の変動する要因如何。
- 問3 近年の年金スライド率の変動如何。
- 問4 今回の年金スライド率が前年よりも低くなる場合は、年金生活者の保護に欠き、問題ではないか。
- 問5 賃金スライド率がマイナスとなる場合においては、年金スライドを凍結するべきではないか。
- 問6 本年の年金スライド率は前年よりも低くなっているが、東日本大震災の影響があるのではないか。影響があるのであれば、本年に限って年金スライドを凍結するべきではないか。
- 問7 来年以降の年金スライド率はどうなるのか。
- 問8 年金スライド率は賃金水準の変動に伴って変動するということだが、最近の平均給与額はどのように推移しているのか。
- 問9 年金スライド率等の改定に関する年金受給者への通知はどのように行っているのか。
- 問10 「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」により通知される年金年額の変更は、年金スライド率の変更によるもののみか。
- 問11 年金額が変動することについて、年金受給者に対してもっと前から説明をすべきではないのか。

(年齢階層別最低・最高限度額)

- 問12 (1) 年齢階層別最低・最高限度額とは何か。  
(2) 年齢階層別最低・最高限度額はどのようにして定められているのか。  
(3) 年齢階層別最低・最高限度額は前年と比較してどのように変更されたのか。  
(4) 年齢階層別最低・最高限度額の東日本大震災影響如何。

(自動変更対象額)

- 問13 (1) 自動変更対象額とは何か。  
(2) 自動変更対象額はどのように定められているのか。  
(3) 自動変更対象額は前年度と比較してどのように変更されたのか。  
(4) 自動変更対象額の東日本大震災影響如何。

問1 年金スライド制の趣旨如何。

(答)

- 1 労災保険給付の給付基礎日額は、原則として被災時の平均賃金を基に算定することとされている。
- 2 しかし、年金のように長期にわたって給付するものについて、被災時の平均賃金に基づいて補償を続けていくなれば、その後の賃金水準の変動を正確に反映しないこととなり、また、過去に被災した労働者と近年被災した労働者との補償水準が大きく異なることとなり公平性を欠くこととなる。
- 3 こうした観点から年金支給額は、年金スライド制を採用して、賃金水準の変動に応じた年金スライド率を用いて算定しているところである。

問2 年金スライド率が変動する要因如何。

(答)

年金スライド率は、各年度における平均給与額を基礎として算定しているため、平均給与額が前年度と比較して増加している場合には年金スライド率が上昇し、減少している場合には年金スライド率が低下するものである。

※ 各年度における平均給与額は、毎月勤労統計調査の「きまって支給する給与」を用いている。

※ 平均給与額の変化が小さい場合には、小数点第1位を四捨五入する関係上年金スライド率が変動しない場合もある。

(参考)

年金スライド率算定方法

$$\text{平成24年度の年金スライド率} = \frac{\text{平成23年度の前平均給与額 (4月から3月までの各月の合計額)}}{\text{算定事由発生日の属する年度の前平均給与額 (4月から3月までの各月の合計額)}} \times 100$$

問3 近年の年金スライド率の変動如何。

(答)

下記表参照。

(表)

年金スライド増減率(平均)の推移(単位:%)

平成16年	-0.02
平成17年	-0.25
平成18年	0.34
平成19年	-0.16
平成20年	0.12
平成21年	-0.27
平成22年	-1.41
平成23年	0.29
平成24年	-0.17

問4 今回の年金スライド率が前年よりも低くなる場合は、年金生活者の保護に欠き、問題ではないか。

(答)

- 1 年金スライド率は、支給年度の前年度における平均給与額と算定事由発生日の属する年度の平均給与額との比率により算定しているため、平均給与額が前年度と比較して減少している場合には、年金スライド率の低下に伴い、年金給付額が減少するものである。
- 2 しかし、労災保険給付の性格が稼得能力の損失のてん補にあることに鑑みれば、賃金水準の変動に伴い年金給付額を評価替えするという年金スライド制の考え方に照らし、実態として平均給与額が前年度と比較して減少している中で、年金給付額を引き下げない場合には、過去に裁定された労災年金受給者が得られたはずの現在賃金よりも高い水準で損失補償がなされてしまうという問題が生じる。
- 3 以上のような労災保険制度の趣旨に照らせば、仮に年金スライド率の改定が年金生活者の保護に欠けるものとは考えられない。

問5 賃金スライド率がマイナスとなる場合においては、年金スライドを凍結するべきではないか。

(答)

- 1 労災保険給付の性格が稼得能力の損失のてん補にあることに鑑みれば、賃金水準の変動に伴い年金給付額を評価替えするという年金スライド制の考え方に照らし、一般の賃金水準の動向にあわせて年金給付額を改定していくことは適当であると考えられる。
- 2 仮に年金スライドを凍結するとすれば、過去に裁定された労災年金受給者が得られたはずの現在賃金よりも高い水準で損失補償がなされてしまうという問題が生じることとなる。
- 3 したがって、仮に年金スライド率がマイナスになるからといって年金スライドを凍結することは適当ではないと考える。

問6 本年の年金スライド率は前年よりも低くなっているが、東日本大震災の影響があるのではないか。影響があるのであれば、本年に限っては年金スライドを凍結するべきはないか。

(答)

「毎月勤労統計調査」における平成23年度の平均給与額は、対前年0.3%低下であるが、これは例年と比較して、特に大きな変動ではない。

問7 来年以降の年金スライド率はどうなるのか。

(答)

年金スライド率は、支給年度の前年度における平均給与額と算定事由発生日の属する年度の平均給与額との比率により算定しているところである。

このため、来年以降の年金スライド率は、平成24年度以降の平均給与額の水準によるものであるため、現時点で予測はできない。

問8 年金スライド率は賃金水準の変動に伴って変動するということが、最近の平均給与額はどのように推移しているのか。

(答)

毎月勤労統計調査における過去5年度の平均給与額の推移は下表のとおりである。

年度	きまって支給する給与					
			所定内給与		所定外給与	
	円	%	円	%	円	%
19	270,159	(0.2)	250,298	(0.1)	19,861	(1.1)
20	268,576	(-0.9)	249,976	(-0.4)	18,600	(-6.7)
21	262,265	(-1.5)	245,278	(-1.1)	16,987	(-7.9)
22	263,036	(0.2)	244,687	(-0.3)	18,349	(8.0)
23	262,411	(-0.3)	243,872	(-0.3)	18,539	(1.0)

( )内は対前年度比(注)

(注) 対前年度比は、抽出替えに伴うギャップ等を修正した指数等により算出しているため実数で計算した場合と一致しない。

問9 年金スライド率等の改定に関する年金受給者への通知はどのように行っているのか。

(答)

- 1 年金スライド率等の改定があった年金受給者に対しては、改定後の年金スライド率等を印書した「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」(以下「変更決定通知書」という。)を送付し、改定後の年金年額を通知している(今年度は、8月24日の発送を予定している。)
  
- 2 また、10月支払期には、「労災保険年金等振込通知書」又は「労災保険年金等送金通知書」を送付し、年金受給者に年金給付額を通知している。(今年度は、10月5日の発送を予定している。)

(参考)

- 年金受給者は、今回通知する変更決定通知書と、前回通知している変更決定通知書に記載された年金年額と比較することで、年金年額の変更状況を知り得る。
- また、前回通知している変更決定通知書を亡失している者についても、年金スライド率等の改定前の8月支払期の年金額を6倍した額と今回通知する変更決定通知書に印字された「年金年額」を比較することにより、年金年額の変更を知り得る。
- 年金スライド率のみの影響を比較する場合は、変更決定通知書に印字されている「スライド率」で年金給付基礎日額を割り戻し、端数額を切り上げて「給付基礎日額」をいったん求め、これに前回通知している変更決定通知書に印字されている「スライド率」及び「給付日数」を掛け合わせたものが改定前の年金スライド率による年金年額となることから、比較が可能である。

問10 「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」より通知される年金年額の変更は、年金スライド率の変更によるもののみか。

(答)

「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」は、年金スライド率の改定のほか、

- ① 年金給付基礎日額に係る年齢階層別最低・最高限度額の改定
  - ② 給付基礎日額に係る最低保障額の改定
- の場合に通知するものであり、一律に年金スライド率の変更によるものとは限らない。

問 1 1 年金額が変動することについて、年金受給者に対してもっと前から説明をすべきではないのか。

(答)

- 1 労災保険の年金スライド制については、賃金水準を基準として年金スライド率を定めており、このことは一般に広く知られていることと思われる。なお、今般の年金スライド率の算定に当たってもこの方法を変更したものではないが、厚生労働省のホームページにおいて改定の趣旨、内容を掲載している。
- 2 また、個別の年金受給者に対しては、従前どおり、「スライド率の改定による変更決定通知書」、「労災保険年金等振込通知書」、「労災保険年金等送金通知書」を用いて周知を図り、鋭意理解を求めていくこととしている。

- 問 1 2 (1) 年齢階層別最低・最高限度額とは何か。  
(2) 年齢階層別最低・最高限度額はどのようにして定められているのか。  
(3) 年齢階層別最低・最高限度額は前年と比較してどのように変更されたのか。  
(4) 年齢階層別最低・最高限度額の東日本大震災影響如何。

(答)

- (1) 労災保険給付は、労働者が被災したことにより喪失した稼得能力をてん補することを目的としている。このため、労災保険給付額の算定に当たっては、被災労働者の稼得能力を的確に反映させるため、被災前3か月間に支払われた賃金総額を基に給付基礎日額を計算している。

しかしながら、長期間支給される年金の場合には、被災したときの給付基礎日額と年金スライド率により給付額を計算すると、加齢に伴う稼得能力の変化や年功賃金に伴う賃金の変化を十分に反映する仕組みにならない場合がある。

この問題に対処するため、労災保険法第8条の2第2項により、年齢階層別最低・最高限度額が設けられている。

- (2) 年齢階層別の最低・最高限度額については、厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」を基に、5歳ごとの年齢階層別に、賃金額の高い者と低い者それぞれ5%を除外したときの最低額・最高額を基本として、毎年改定しているところである。

- (3) 最低限度額では、前年と比較して減額となった年齢階層が多いが、最高限度額においては、前年と比較して増額となった年齢階層が多い。

- (4) 「賃金構造基本統計調査」における当該調査の対前年の増減率は、全体で0.2%増加であり、これは例年の増減率と

比べても大きな変動ではない。

- 問 1 3 (1) 自動変更対象額とは何か。  
(2) 自動変更対象額はどのように定められているのか。  
(3) 自動変更対象額は前年度と比較してどのように変更されたのか。  
(4) 自動変更対象額の東日本大震災影響如何。

(答)

- (1) 自動変更対象額は、給付基礎日額が極端に低い場合を是正し、補償を適切に行うために設けられている。  
具体的には、給付基礎日額が自動変更対象額を下回る場合は、年齢に関係なく自動的に自動変更対象額まで引き上げられることとなる。
- (2) 自動変更対象額は、厚生労働省が実施している「毎月勤労統計調査」における労働者の平均給与額の変動状況に応じて改定されている。
- (3) 労働者の賃金水準が若干低下していることから、平均給与額の増減率を基礎として算定している自動変更対象額についても、本年8月1日から、3,960円から3,950円に減額されているところである。
- (4) 「毎月勤労統計調査」における平成23年度の平均給与額は、対前年0.3%低下であるが、これは例年と比較して、特に大きな変動ではない。